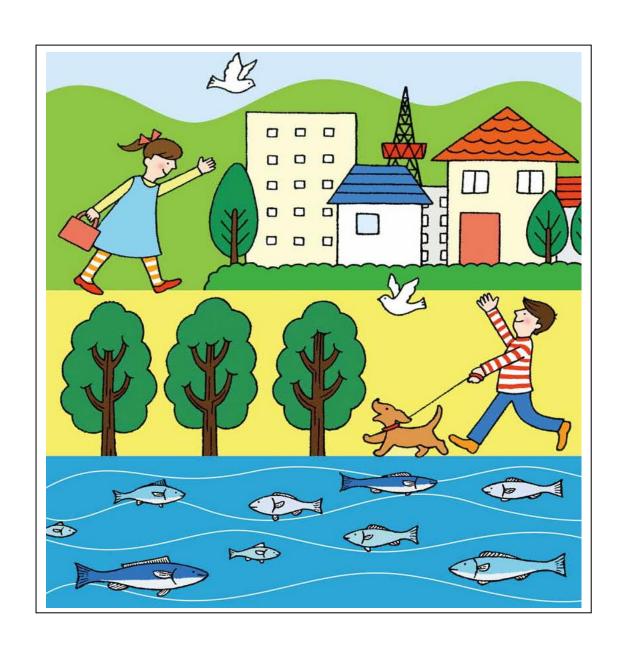
八郎潟町 国土強靭化地域計画



令和4年3月策定

【目次】

第1章	国土強靭化の基本的な考え方					
	1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・2				
	2	計画の位置づけ・・・・・・・2				
	3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	4	計画の策定手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・4				
第2章	八郎潟町の地域特性					
	1	本町の位置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・5				
	2	過去の災害と想定される災害・・・・・・・・・・・5				
第3章	地域	或強靭化に向けた基本目標等・・・・・・・・・・・・8				
第4章	脆弱性評価					
	1	評価の枠組み及び手順・・・・・・・10				
	2	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)10				
	3	脆弱性評価、課題の検討・・・・・・・・・・・・・・・13				
第5章	推过	進方針				
	1	起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針・・・・・・・14				
	2	個別施策分野ごとの推進方法・・・・・・・・・・17				
	3	横断的分野ごとの推進方針・・・・・・・22				
第6章	目根	票を達成するための重点施策				
	1	施策の重点化・・・・・・・・24				
	2	重点施策及び業績評価指標・・・・・・・・・・・・・・・・24				
第7章	町語	十画の推進体制と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・32				
「別紙I	3] (第 5 章関係)・・・・・・・・・・・・・・33				

第1章 国土強靭化の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、毎年のように発生する台風・ 豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間 をかけ復旧と復興を繰り返してきました。近い将来発生するとされている南海トラフを震源 とする巨大地震や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生か すことを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減 災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が施行されました。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成26年6月に、国土の強靱化に関係する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が策定されました。 国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築する必要があります。

これらを踏まえ、今後発生すると考えられる自然災害に備えるため、国の基本理念にのっとり、秋田県国土強靭化地域計画と調和を図りつつ、本町の地勢・環境・規模等に即したものとし、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った八郎潟町を目指すための各計画の指針として、本計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

町計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、本町における国土強靱化に関し、八郎潟町総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する国土強靱化に係る各種計画等の指針となるものです。

【国土強靭化基本法】

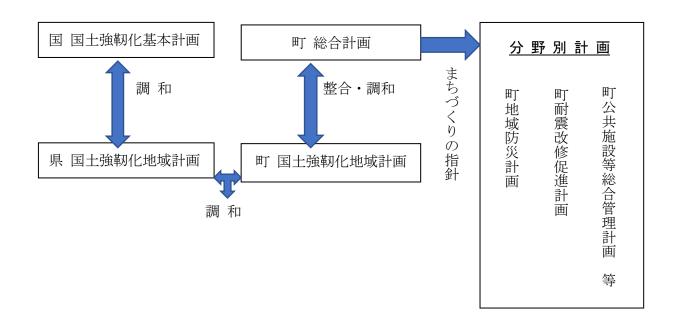
(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、第2条の基本理念にのっとり、国土の強靭化に関し、国との適切な役割 分担を踏まえて、その区域内における国土の強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、 及び実施する責務を有する。

(国土強靭化地域計画)

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画 (以下「国土強靭化地域計画」という。)を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該 都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

八郎潟町国土強靭化地域計画と他の計画との関係



地域防災計画と国土強靭化地域計画との違い

「地域防災計画」は、地震や風水害、火災等の災害などのリスクを特定し、そのリスクに対する応急対策や復旧・復興対策を行うための計画です(根拠:災害対策基本法)。

一方、「国土強靭化地域計画」は、自然災害全般を対象に起こりうる災害のリスクを見極め、最悪の事態に陥ることを避けられるよう、事前にとるべきハード・ソフトの取組をまとめた計画です。

加えて、この計画は、災害時における防災・減災の効果だけでなく、計画に基づき整備 された施設等は、平時から有効に利用することで、持続的な社会の構築や地域の活性化に 資することも目指しています。

国土強靭化地域計画

社会経済システムの強靭化

⇒災害に強いまちづくり計画

地域防災計画

応急・復旧・復興計画

⇒災害対応策をまとめた計画

- 交流
- エネルギー供給
- ・ライフライン
- ・行政機能 など
- 災害予防
- ・迅速な復旧、復旧 体制整備
- 応急体制整備
- 組織体制
- ・役割分担 など

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間としますが、国基本計画・県地域計画の変更や社会情勢の変化等を踏まえ、随時、改定を実施することとします。

4 計画の策定手順

国土強靭化基本法第14条では、「国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされており、国が定めた「国土強靭化地域計画ガイドライン」の策定手順に沿って策定しました。また、同ガイドライン基本編には、「市町村が地域計画を策定する際には、都道府県との連携を図ることが望まれます。」とあることから、秋田県地域計画との整合性を図っております。

□策定手順

[STEP1] (P8)

地域を強靭化する上での目標の明確化

- ○「基本目標」の設定
- ○「事前に備えるべき目標」の設定
- ○「基本的な方針」の設定

[STEP2] (P10)

起きてはならない最悪の事態、強靭化施策分野の設定

- ○本町のリスク (大規模自然災害)
- ○「起きてはならない最悪の事態」及び強靭化「施策分野」の設定

[STEP3] (P13)

脆弱性の分析・評価、課題の検討

○「起きてはならない最悪の事態」ごとに各施策の脆弱性を分析・評価

[STEP4] (P14)

リスクへの対応方策の検討

○起きてはならない最悪の事態を回避するための「推進方法」の設定

[STEP5] (P24)

対応方策について重点化

○「推進方針」について、重点性・進捗状況等を踏まえ重点施策を選定

第2章 八郎潟町の地域特性

1 本町の位置等

(1) 位置·地勢

本町は、八郎潟東部承水路の東側に位置し、県都秋田市から北に30km程の距離にあります。秋田平野の北端に位置し、おおむね開けた平野となっています。面積は17.0km²と県内で最も小さく、町の南部には隣町の五城目町と境界を形成する県最大の2級河川である馬場目川下流が流れ、八郎潟東部承水路に注ぎ込んでいます。北東には最高標高221.14mの高岳山があり、その南麓には古くからの集落があります。

(2) 気候の特性

本町は裏日本北方型気候に属しているため、冬はアジア大陸、夏は太平洋の影響を受けます。冬は曇天や降雪により日照時間が少ないものの、対馬(つしま)暖流の影響を受け内陸部よりも比較的暖かく、県内で最も積雪が少ない地域の一つとなっています。梅雨期は太平洋側に比べ日照時間が多く晴れた日が続くことが多くなっています。年平均気温はおよそ11 $^{\circ}$ 、年間降水量は1,500mm $^{\circ}$ 2,000mmです。なお、災害に結びつく危険性があるといわれる日降水量100mm程度の降雨はほとんどありませんが、本町における馬場目川水位は河川上流での降雨量に大きく左右されます。

2 過去の災害と想定される災害

本町で起こりうる具体的な自然災害としては、日本海沖で発生する大規模地震・津波、特別 警報レベルの大雨及び大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪等が考えられます。

(1) 過去の主な災害

本町で過去の地震による人的被害は確認されておりませんが、昭和58年5月26日発生の日本海中部地震(M7.7)(本町震度5)では、上水道配水管破損が5件、農地被害が2ヵ所発生しております。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)では本町は震度4でしたが、電気事業者の計画停電により全町が一斉断水しております。

台風や梅雨前線の影響等による大雨被害については、大雨警報が発令されながらも、幸いにも河川堤防の決壊による大規模被害や民家等を直撃する土砂災害は発生していません。しかしながら、馬場目川河川増水に伴い内水の排水機能が失われ、低い土地では近年毎年のように床下浸水や、時には床上浸水がみられるようになりました。

(2) 本町に被害を及ぼすと想定される災害

① 地震

秋田県は平成25年8月に「秋田県地震被害想定調査」を公表し、全27パターンの地震をもとに震度分布を予測、影響を受ける人口の多い震源域について震度分布を作成しました。このうち、陸域・海域の別、単独・連動の別、秋田県内に与える影響を考慮して8パターンの震度分布図を示しています。それらの想定地震に対する被害想定は次のとおりです。特に天長地震が発生した場合は、全壊・半壊併せて全県規模では32.2%の建物被害が生じ、人的には2.3%の人が死亡又は負傷するという想定となっています。

なお、(日本海)海域三連動による地震において、秋田県が平成28年3月に公表した津波防災地域づくりに関する法律に基づき設定した津波浸水想定域によると、八郎潟調整池に入り込んだ津波は、本町の南西側の一部農地及び湖岸堤防内側に最高1mの津波が到達するとされています。また、津波は河川を遡上しますので、河川堤防の内側では警戒が必要となります。

		能代 断層帯	花輪東 断層帯	天長地震 ※「天長」 平安時代の 年号	北由利 断層	秋田仙北 地震	横手盆地 真昼山地 連 動	海域A	海 域 A + B + C連動
	マク゛゛ニチュート	7. 1	7.0	7.2	7.3	7.3	8.1	7.9	8.7
	最大震度	7	7	7	7	7	7	6弱	7
最大	震度の市町村	能代市 三種町	鹿角市	秋田市潟上市	秋田市 由利本荘 市	大仙市横手市	横湯沢仙北郷町町	能代市 男鹿市市 温上種町 八井 大潟村	男鹿市三種町
	建築物存在棟数	66,974 棟	25,868 棟	173,712 棟	225, 538 棟	139,638 棟	234,770 棟	131, 468 棟	42, 180 棟
建物	全壊棟数(全県)	16,870棟	1,111棟	26,619 棟	30,007 棟	23, 783 棟	72, 594 棟	8,512 棟	60,741 棟
被	全壊率 ①	22.4%	3.8%	11.7%	12.2%	12.5%	28.4%	2.8%	27.1%
害	半壊棟数(全県)	18, 799 棟	2,782 棟	43,005 棟	48, 578 棟	40,809棟	62,000棟	6,028棟	82,241 棟
	半壊率 ②	23. 2%	10.2%	20.5%	19.7%	7.1%	23.6%	3.8%	53. 7%
	焼失棟数(全県)	34 棟	2棟	71 棟	62 棟	478 棟	1,034棟	4棟	144 棟
人	死者数(全県)	895 人	58 人	1,329人	1,573人	1,323人	4,524人	79 人	12,606 人
的	死亡率 ③	1.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.6%	1.5%	0.0%	3.5%
被	負傷者数(全県)	4, 491 人	504 人	8,505人	9,898人	8, 195 人	18, 183 人	922 人	14,332 人
害	負傷者率 ④	5.1%	1.5%	2.0%	2.3%	3.1%	5.6%	0.5%	5.0%
避難	4日後(全県)	39, 572 人	7, 280 人	136, 420 人	147, 918 人	94, 657 人	152, 464 人	41,687人	190, 562 人
者数	避難者率 ⑤	40.7%	18.8%	31. 2%	31.3%	27. 2%	37. 9%	13.0%	40.1%

② 風水害

近年、地球温暖化の影響等により1時間当たりの雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しています。本町でも、台風や梅雨前線等に影響により、これまでにない洪水や土砂災害等の発生が懸念されます。

(ア) 河川洪水

本町には、隣町との境界に県2級河川の馬場目川が流れ、八郎潟調整池に注ぎ込んでいます。近年、上流から運ばれてきた大量の土砂が川底に堆積し、河川水位が年々高くなってきています。

河川堤防の決壊や水が堤防を乗り越えてきたことはありませんが、大雨時には土砂堆積による河川水位の上昇スピードが速まってきており、内水雨水が河川に排出されず、床上・床下浸水の頻度が高まってきています。近年では、1時間当たり20mmを超える雨量が数時間続いた場合に、内水排水機能が失われたことがあります。

(イ) 土砂災害

本町北東の高岳山南麓には集落があり、土砂災害危険区域等に指定されている地域があります。梅雨期や台風により、小規模ではありますが土砂災害が発生した事実もあります。 長時間豪雨が続いた場合、住宅が建ち並ぶ集落への土砂流入の危険性が極めて高く、大規模災害につながる懸念があります。

③ アオコ発生

高温少雨や八郎湖水質の影響等により、夏季に八郎湖で発生するアオコが本町の浄水場施設に入り込む場合があります。オゾン処理と生物活性炭処理を兼ね備えた高度浄水処理施設を有していますが、経験をしていない大量のアオコ流入により、機械設備の正常な稼働に支障を来すことが懸念されます。

第3章 地域強靭化に向けた基本目標等

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、以下の5つの「基本目標」と基本目標を達成するため7つの「事前に備えるべき目標」を定めることとします。

【基本目標 STEP 1 ─①】

- ① 人命の保護が最大限図られる。
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される。
- ④ 迅速に復旧復興がなされる。

とともに、

⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する。

【事前に備えるべき目標 STEP 1 −②】

いかなる災害等が発生しても

- ① 人命の保護が最大限図られる。
- ② 消防、医療活動等(※)が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの 早期復旧を図る。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 制御不能な二次災害を発生させない。
- (7) 地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する。

(※「消防、医療活動等」とは、「救急・救命活動」を含んだ広義的な災害対処活動を指す)

【基本的な方針 STEP 1 −③】

STEP 1 - ①の5項目の基本目標及び STEP 1 - ②の7項目の事前に備えるべき目標を達成するため、本町の強靭化を進めるうえでの基本的な方針を次に定めます。基本方針を定めるにあたり、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくり」について、過去の災害から得られた経験を最大限活用することとします。

(1) 取組姿勢

- ① 本町の強靱化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って取組にあたる。

③ 大局的・システム的な視点、限られた財源の最適化の視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取組にあたる。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮する。
- ③ 非常時だけでなく、平時より有効に活用されるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ 人命最優先の観点から、関係者の合意形成を図りつつ土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域コミュニティの活性化と強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども(乳幼児)、障がい者及び外国人等に配慮する。
- ③ 地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第4章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

防災・減災及び国土強靭化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本町の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠です。

このため、本町が直面する大規模自然災害等の様々なリスクを踏まえ、仮に発生した場合に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために、現状で何が不足しているのか、弱点となっているのか等を明らかにするため、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

(1) 想定するリスク【STEP 2 - ①】

本計画における町民生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、町内で起こりうる大規模 自然災害全般を想定して評価を実施しました。

町内で起こりうる具体的な災害としては、日本海で発生する大規模地震・津波、活断層による直下型地震、特別警報レベルの大雨による水害及び大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪、少雨高温による湖沼・河川でのアオコ発生等が考えられます。

(2) 起きてはならない最悪の事態【STEP 2 - ②】

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行う(基本法第17条第3項) とされており、県地域計画を参考に7つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる27の「起きてはならない最悪の事態」及び具体的な「想定」を設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(全27項目)及び具体的な「想定」
【1】人命の保護が 最大限図られる	1-1. 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 ○耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する ○建築物等の倒壊により被害が拡大する ○家具類の転倒により死傷者が多く発生する ○火災から逃げ遅れる 1-2. 大規模津波等による死傷者の発生 ○河川管理施設等のインフラが被害を受ける ○津波到来を知らず河川敷地内に留まり、津波に巻き込まれる 1-3. 集中豪雨等による広域かつ長期的な住宅街等の浸水 ○河川堤防など構造物が損傷する ○浸水地域に要救助者が取り残される ○河川からの越水

1-4. 大規模な土砂災害等による死傷者の発生 ○十石流や崖崩れに巻き込まれる 1-5. 暴風雨及び豪雪による死傷者の発生 ○道路が雪で交通不能になり、車内で死傷者が発生する ○雪下ろしによる死傷者が多数発生する ○暴風により屋根などが剥がれ、屋外にいる人々を直撃する 1-6. 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 ○関係機関の情報が途絶する ○被災現場の情報が届かない ○町民への情報伝達ができない 1-7. 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 ○避難の遅れにより死傷者が発生する 【②】消防、医療活 2-1. 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期 動等が迅速に行わ 停止 れるとともに、被災 ○備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する 者等の健康・避難生 ○救援物資が届かない 活環境を確実に確 2-2. 長期にわたる孤立集落等の発生 保する ○孤立可能性のある地区を把握できない ○孤立地区の被害状況を把握できない ※消防活動とは、救助・ ○孤立状態を解消できない 救急に加え、災害防除、 2-3. 消防等の被災等による消防活動の停滞 消火等の災害被害軽減 等の総合的な活動を指 ○消防庁舎の被災等により消防活動機能を喪失する ○応急活動を行う人員が不足する ○道路の寸断等により車両による輸送等ができない 2-4. 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足 ○被災者が避難所の場所を把握していない ○避難所等が被災して使用できない ○避難所において良好な生活環境を確保できない ○避難所外の避難者を把握できない 2-5. 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺 ○医療施設が機能を喪失する ○医薬品等を確保できない ○被災地での医療救護活動が滞る 2-6. 被災地における疾病や感染症等の大規模発生 ○避難所で感染症が集団発生する ○被災地で衛生環境が悪化する 【③】必要不可欠な 3-1. 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下 行政機能は確保す ○業務が継続できない ろ ○町庁舎等が倒壊する ○町庁舎等が停電する ○広域応援等の受援が滞る 【④】生活・経済活 4-1. 地域交通ネットワークが分断する事態 動に必要なライフ ○緊急輸送道路ネットワークや町道等の道路網が寸断される ラインや情報通信 ○鉄道施設の機能が停止する

機能等を確保する 4-2. 電気、石油、ガスの供給機能の停止 とともに、これらの ○大規模かつ長期にわたり停電する 早期復旧を図る ○石油類燃料が確保できない ○長期にわたりLPガス供給機能が停止する 4-3. 上水道等の長期間にわたる機能停止 ○施設の損壊により、上水道機能が停止する ○上水原水が極度な劣悪化状態となり、上水道機能が停止する 4-4. 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 ○下水道機能が停止する ○浄化槽の機能が停止する ○し尿処理が滞る 4-5. 信号機の全面停止等による重大な交通障害の発生 ○信号機が全面停止する 4-6. 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止 ○長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する 【⑤】経済活動を機 5-1. サプライチェーン(※)の寸断等による地域経済の停滞 能不全に陥らせな ○町内の企業活動が停止する 11 5-2. 農業の停滞 ○田畑や農業施設の倒壊等により長期にわたり生産活動が停止 する 【⑥】制御不能な二 6-1. ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害 次災害を発生させ の発生 ない ○消火栓や防火水槽等の防災施設が損壊又は機能不全に陥る ○ため池が決壊又は機能不全に陥る 6-2. 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 ○農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する 【⑦】地域社会・経 7-1. 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態 済が迅速に復興で ○災害廃棄物処理が滞る きる条件を整備す 7-2. 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れ ろ る事態 ○災害時に建設事業者の協力が得られない ○災害ボランティアの受け入れが滞る 7-3. 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる 事態 ○災害時に地域コミュニティ機能が減退する

※サプライチェーン

日本語では「供給連鎖」という。製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売までの生産から消費までの一連の流れのことをいう。本町にあっては全体を通じた供給連鎖はほとんどみられないので、「流通機能」とも解釈できる。

(3) 施策分野【STEP 2 - ③】

脆弱性評価は、国土強靭化に関する施策の分野ごとに行う(基本法第17条第4項)とされており、本町の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、 県地域計画(6つの個別施策分野と2つの横断的分野)と連携・調和を図るため、県地域計画の施策分野と同様に設定しました。

【個別施策分野】

- ① 行政機能等 ②インフラ・住環境 ③保健医療・福祉
- ④産業・エネルギー・情報通信 ⑤国土保全・交通・物流
- ⑥農林水産・環境

【横断的分野】

- (7) 地域づくり・リスクコミュニケーション
- ⑧ 老朽化対策

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、町が本地域計画を策定する以前から 実施している諸施策の現状について、それぞれの達成度や進捗、課題等を整理し、中長期 的視点も入れながら現行施策の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

この際、定量的な評価が可能なものについては、数値データを収集し指標化しました。

3 脆弱性評価、課題の検討 【STEP3】

災害の規模、態様にかかわらず、STEP2-②で示した全27項目の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を具体的に想定した脆弱性について、「別紙A」(別冊)に整理しました。

第5章 推進方針 【STEP4】

1 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

第4章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、本町の強靭化に向けて本町が取り組むべき 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針及び、「施策分野」ごとの推進方針の概要は次 のとおりです。(推進方針の詳細は、「別紙A」(別冊)に掲載。)

また、推進方針に基づく個別事業については、「別紙B」(P33)のとおりです。

よた、正色力到に至	『フ、個別事業にフバーには、「別級D」(F3)のこれりです。				
起きてはならない 最悪の事態 (全 27)	推進方針				
【1】人命の保護が最大限図られる					
1-1 大地震による 建物等の倒壊や火 災による死傷者の 発生	・住宅、公共特定建築物、学校、病院、社会福祉施設等の耐震化 ・空き家対策 ・家具類の固定など室内安全対策 ・住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置				
光工	・耐震性貯水槽(防火水槽)の整備				
1-2 大規模津波等 による死傷者の発 生	・津波ハザードマップの作成 ・津波到来地域の周知徹底 ・老朽化している河川管理施設等のインフラ整備(国・県への要望)				
1-3 集中豪雨等に よる広域かつ長期 的な住宅街等の浸 水	 ・河川改修等の治水対策 ・河川関連施設の老朽化対策及び排水施設の適正配置、管理 ・浸水想定区域の周知徹底 ・避難指示等の判断基準等の策定 ・個別避難計画の策定の推進 ・河川樋門及び八郎湖防潮水門の管理と適正運用 (防潮水門は県管理なので、県への要望を継続的に実施) 				
1-4 大規模な土砂 災害等による死傷 者の発生	・土砂災害対策施設の整備・土砂災害対策施設の老朽化対策・土砂災害警戒区域等の周知徹底・避難指示等の判断基準等の策定				
1-5 暴風雨及び豪 雪による死傷者の 発生	・道路除雪等による冬期の交通確保 ・雪下ろし事故防止対策 ・空き家対策				
1-6 情報伝達の不 備等による避難行 動の遅れに伴う死 傷者の発生	・関係行政機関等による情報共有体制の強化 ・県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 ・県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保 ・ドローン等による災害情報の収集 ・エリアメール(緊急速報メール)、SNS 等による情報伝達手段の整備 ・Jアラートによる情報伝達 ・避難指示等の判断基準等の策定				

1-7 防災意識の低 ・自主防災活動の充実、強化 さによる避難行動 ・地域の防災、避難訓練の実施 ・多様な主体が参画する防災講座や防災訓練の実施 の遅れに伴う死傷 者の発生 ・学校における防災教育の充実 ・「防災士」制度導入の検討 【2】消防、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実 に確保する 2-1 被災地での食 ・県との共同備蓄物資の整備 料,飲料水等、生命 民間事業者との物資調達協定の締結 ・自助による備蓄の促進 に関わる物資供給 の長期停止 ・避難所への備蓄の促進 ・物流事業者との物資輸送・物資拠点の運営、保管、仕分け等の協定 の締結 ・物資の輸送・物資拠点の運営、保管、仕分け等に関するマニュアル の策定、運用 ・ 孤立するおそれのある地区の現状把握 2-2 長期にわたる孤 立集落等の発生 通信手段の確保 • 孤立予防対策 (再掲) 河川改修等の治水対策、土砂災害対策施設の整備、道路施 設の老朽化対策、道路の防災対策 発電機など電力の確保 ・緊急物資の備蓄 2-3 消防等の被災 ・消防施設等の計画的な配備 等による消防活動 ・消防施設における燃料の確保 の停滞 ・消防団への加入促進 ・消防団員の技術力の向上 ・緊急消防救助隊の受援計画の策定・見直し ・消防水利の確保 ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定、福祉避難所の指定等 2-4 多数の帰宅困 ・他自治体との広域避難体制の構築 難者等の発生に伴 う避難所等の不足 ・避難所外の場所に滞在する被災者への支援、情報提供方法の検討

2-5 医療施設及び

関係者の不足・被災 等による医療機能 の麻痺

- ・病院の業務継続体制の強化
- 医薬品、医療機器等の供給・確保体制の整備
- ・医療救護活動の円滑化に向けた連携、確認及び応急救護所の設置

2-6 被災地におけ る疾病や感染症等 の大規模発生

- ・平時からの感染症予防対策の強化、予防接種の推進
- ・住家被害認定調査実施のための職員体制の強化
- ・仮設住宅となる用地の確保

【3】必要不可欠な行政機能は確保する				
3-1 行政施設及び 職員の被災による 行政機能の大幅な 低下	 ・町業務継続計画の策定及び体制強化、訓練 ・町庁舎の耐震性の強化 ・執務環境の整備 ・停電時の行政機能の確保 ・非常用電源等の確保 ・停電対応訓練の実施 ・広域応援等の受援計画の策定 			
【4】生活・経済活動の早期復旧を図	動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これら Iス			
4-1 地域交通ネットワークが分断する事態	・幹線道路等の整備			
4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止	・電力施設、設備の強化・石油類燃料の確保・LPガス供給施設、設備の強化・事業者との燃料確保に向けた協定の締結			
4-3 上水道等の長 期間にわたる機能 停止	・水道施設の耐震化・水道施設の老朽化対策・受援体制を含む水道における業務継続体制の強化・高度浄水処理施設におけるアオコ対策の強化			
4-4 汚水処理施設 等の長期間にわた る機能停止	・下水道施設の耐震化及び老朽化対策・し尿処理施設の耐震化及び老朽化対策・老朽化単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進・し尿収集運搬業者との協定締結による連携強化			
4-5 信号機の全面 停止等による重大 な交通障害の発生	・信号機設備等の整備推進(県に要望)			
4-6 電話、携帯電話 など情報通信機能 の麻痺・長期停止	・電話施設、設備の強化・携帯電話設備等の信頼性向上・指定避難所への災害用公衆電話、衛星電話等の設置促進			
【5】経済活動を機能不全に陥らせない				
5-1 サプライチェ ーンの寸断等によ る地域経済の停滞	・企業等における業務継続体制の強化 ・金融支援制度活用のための金融機関との情報共有			
5-2 農業の停滞	・農業生産、集荷施設等の生産基盤の強化			

【6】制御不能な二	【6】制御不能な二次災害を発生させない				
6-1 ため池、ダム、 防災施設等の損壊・ 機能不全による二 次災害の発生	・ため池ハザードマップの整備 ・農業用ため池の整備 ・消火栓や防火水槽等の防災施設の耐震化及び老朽化対策				
6-2 農地・森林等の 荒廃による被害の 拡大	・住民に対する山地災害危険地区の周知・治山対策・農業、農村の多面的機能の確保・農業水利施設の保全管理・森林整備				
【7】地域社会・経済					
7-1 災害廃棄物の 処理の停滞により 復旧が大幅に遅れ る事態	・災害廃棄物処理等の協力体制の構築・災害廃棄物の処理体制の整備				
7-2 復旧・復興を担 う人材の不足によ り復旧・復興が大幅 に遅れる事態	・災害対応に不可欠な建設業との連携・災害ボランティアセンターの設置、運営・災害ボランティアコーディネーター又は防災士の養成促進				
7-3 地域コミュニ ティの崩壊等によ り復旧・復興が大幅 に遅れる事態	・自主防災活動の充実、強化や消防団への加入促進等、地域活動の継続及び推進				

2 個別施策分野ごとの推進方法

本章「1」における「起きてはならない最悪の事態」(STEP 2-②、P10) ごとの推進方針について、第4章「2-(3) 施策分野」で設定した個別施策分野 (STEP 2-③、P13) ごとに再掲します。

①【行政機能等】

- ○1-2 大規模津波等による死傷者の発生
 - ・津波ハザードマップの作成
 - ・ 津波到達、 遡上地域の周知徹底
- ○1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な住宅街等の浸水
 - ・ 浸水想定区域の周知徹底

- ・避難指示等の判断基準等の策定
- ・個別避難計画の策定の推進
- ・河川樋門管理と適正運用
- ○1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生
 - ・土砂災害警戒区域等の周知徹底
 - ・
 避難指示等の判断基準等の策定
- ○1-5 暴風雨及び豪雪による死傷者の発生
 - ・道路除雪等による冬期の交通確保
- ○1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
 - ・関係行政機関等による情報共有体制の強化
 - ・県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化
 - ・県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保
 - ・エリアメール(緊急速報メール)、SNS等による情報伝達手段の整備
 - 」アラートによる情報伝達
- ○1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
 - ・ 学校における防災教育の充実
- ○2-3 消防等の被災等による消防活動の停滞
 - ・消防施設等の計画的な配備
- ○2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足
 - ・ 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の適正指定等
 - ・他自治体との広域避難体制の構築
- ○2-6 被災地における疾病や感染症等の大規模発生
 - ・住家被害認定調査実施のための職員体制の強化
 - ・仮設住宅となる用地の確保
- ○3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
 - ・町業務継続計画の策定及び体制強化、訓練
 - 停電時の行政機能の確保
 - 非常用電源等の確保
 - ・停電対応訓練の実施
 - ・広域応援等の受援計画の策定
- ○4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
 - ・受援体制を含む水道における業務継続体制の強化
- ○4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
 - 指定避難所への災害用公衆電話、衛星電話等の設置促進
- ○6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
 - ・住民に対する山地災害危険地区の周知

②【インフラ・住環境】

- ○1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
 - 住宅、公共特定建築物、学校、病院、社会福祉施設等の耐震化
 - ・空き家対策
 - ・家具類の固定など室内安全 対策
 - ・住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置
 - ・耐震性貯水槽(防火水槽)の整備
- ○1-2 大規模津波等による死傷者の発生
 - ・老朽化している河川管理施設等のインフラ整備(国・県への要望)
- ○1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な住宅街等の浸水
 - ・河川改修等の治水対策
 - ・河川関連施設の老朽化対策及び排水施設の適正配備・管理
- ○1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生
 - ・土砂災害対策施設の整備
 - ・ 十砂災害対策施設の老朽化対策
- ○1-5 暴風雨及び豪雪による死傷者の発生
 - ・ 雪下ろし事故防止対策
 - ・空き家対策
- ○1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
 - ・自主防災活動の充実、強化
 - ・地域の防災・避難訓練の実施
 - ・多様な主体が参画する防災講座や防災訓練の実施
 - ・ 「防災士」制度導入の検討
- ○2-3 消防等の被災等による消防活動の停滞
 - ・消防団への加入促進
 - ・消防等の被災等による消防活動の停滞・消防団員の技術力の向上
 - ・消防水利の確保
- ○2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足
 - ・避難所外の場所に滞在する被災者への支援、情報提供方法の検討
- ○4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
 - ・水道施設の耐震化
 - ・水道施設の老朽化対策
 - アオコ対策の強化
- ○4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
 - 下水道施設の耐震化及び老朽化対策
 - ・し尿処理施設の耐震化及び老朽化対策

- ・老朽化単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進
- ・し尿収集運搬業者との協定締結による連携強化
- ○7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - ・自主防災活動の充実・強化や消防団への加入促進等、地域活動の継続及び推進

③【保健医療・福祉】

- ○2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
 - ・病院の業務継続体制の強化
 - ・医薬品、医療機器等の供給・確保体制の整備
 - ・医療救護活動の円滑化に向けた連携、確認及び応急救護所の設置
- ○2-6 被災地における疾病や感染症等の大規模発生
 - ・平時からの感染症予防対策の強化、予防接種の推進
- ○7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - ・災害ボランティアセンターの設置、運営
 - ・災害ボランティアコーディネーター又は防災士の養成促進

④【産業・エネルギー・情報通信】

- ○2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
 - ・消防施設における燃料の確保
- ○4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止
 - ・石油燃料の確保
 - ・LPガス供給施設、設備の強化
 - ・事業者との燃料確保に向けた協定の締結
- ○4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
 - ・電話施設、設備の強化
 - ・長期停止、携帯電話設備等の信頼性向上
- ○5-1 サプライチェーンの寸断等による地域経済の停滞
 - ・企業等における業務継続体制の強化
 - ・金融支援制度活用のための金融機関等との情報共有

⑤【国土保全・交通・物流】

- ○1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
 - ・ドローンによる災害情報の収集
 - 避難指示等の判断基準等の策定
- ○2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
 - ・県との共同備蓄物資の整備
 - 民間事業者との物資調達協定の締結

- ・自助による備蓄の促進
- ・避難所への備蓄の促進
- ・物資の輸送・物資拠点の運営、保管、仕分け等に関するマニュアルの策定、運用
- ○2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
 - ・孤立するおそれのある地区の現状把握
 - ・通信手段の確保
 - 孤立予防対策
 - ・発電機など電力の確保
 - ・緊急物資の備蓄
- ○4-1 地域交通ネットワークが分断する事態
 - ・幹線道路等の整備
 - ・ 道路施設等の老朽化対策、防災対策
- ○7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - ・災害対応に不可欠な建設業との連携

⑥【農林水産・環境】

- ○5-2 農業の停滞
 - ・農業生産、集荷施設等の生産基盤の強化
- ○6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
 - ため池ハザードマップの整備
 - ・農業用ため池の整備、補強
- ○6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
 - 治山対策
 - ・農業、農村の多面的機能の確保
 - ・農業水利施設の保全管理
- ○7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態
 - ・災害廃棄物処理等の協力体制の構築
 - ・災害廃棄物の処理体制の整備

3 横断的分野ごとの推進方法

本章2「個別施策分野」ごとに整理した各施策(推進方針)のうち、本町の横断的分野「地域づくり・リスクコミュニケーション」、「老朽化対策」に該当する施策を再掲します。

⑦【地域づくり・リスクコミュニケーション】

- ◆【ハザードマップ、避難指示等の判断基準の策定、周知】
- ○1-2 大規模津波等による死傷者の発生
 - ・津波ハザードマップの作成
 - ・津波到達、遡上地域の周知徹底
- ○1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な住宅街等の浸水
 - 浸水想定区域の周知徹底
 - ・ 避難指示等の判断基準等の策定
 - ・ 個別避難計画の策定の推進
- ○1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生
 - ・土砂災害警戒区域等の周知徹底
 - 避難指示等の判断基準等の策定
- ○1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
 - ・避難指示等の判断基準等の策定
- ○2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
 - ・避難所への備蓄の促進
 - ・物資の輸送・物資拠点の運営、保管、仕分け等に関するマニュアルの策定、運用
- ○2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足
 - ・指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の適正指定等
- ○6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
 - ため池ハザードマップの整備
- ○6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
 - ・住民に対する山地災害危険地区の周知

◆【自助・共助(自主防災組織、防災訓練、備蓄等)】

- ○1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
 - ・自主防災活動の充実、強化
 - ・地域の防災・避難訓練の実施
 - ・多様な主体が参画する防災講座や防災訓練の実施
 - ・学校における防災教育の充実

- ○2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
 - ・自助による備蓄の促進
- ○2-3 消防等の被災等による消防活動の停滞
 - ・消防団への加入促進
 - ・消防団員の技術力の向上
- ○7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - ・自主防災活動の充実・強化や消防団への加入促進等、地域活動の継続及び推進

◆【コミュニティ】

- ○2-2 長期にわたる孤立集落等の発生
 - ・孤立するおそれのある地区の現状把握
 - 通信手段の確保
 - ・発電機など電力の確保
 - ・緊急物資の備蓄
- ○2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足
 - ・避難所外の場所に滞在する被災者への支援、情報提供方法の検討

⑧【老朽化対策】

- ○1-2 大規模津波等による死傷者の発生
 - ・老朽化している河川管理施設等のインフラ整備(国・県への要望)
- ○1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な住宅街等の浸水
 - ・河川関連施設の老朽化対策及び排水施設の適正配備・管理
- ○1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生
 - ・ 土砂災害対策施設の老朽化対策
- ○4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
 - 水道施設の老朽化対策
- ○4-4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
 - 下水道施設の耐震化及び老朽化対策

第6章 目標を達成するための重点施策

1 施策の重点化

第4章「脆弱性評価」に対する第5章でとりまとめた「推進方針」から、「起きてはならない 最悪の事態」ごとに推進方針を達成するための重点施策及び業績評価指標を設定しました。

本町の国土強靱化を効果的に展開するためには、地域特性を踏まえた影響の大きさや緊急度を考慮して、施策の重点化を図ることが必要なことから、国及び県の計画等を参考に重点施策の視点を次のとおり定めました。

【施策重点化の視点】

(1) 影響の大きさ

施策を講じない場合、災害時に及ぼす重大な影響、被害の程度

(2) 緊急度

想定するリスクと照らした場合の緊急性の程度

(3) 進捗状況

指標の目標値や全国又は全県平均値に照らし、どの程度進捗しているか

2 重点施策及び業績評価指標 【STEP 5】

第4章3「脆弱性評価、課題の検討(STEP3)」(別紙A)及び上記「施策重点化の視点」を踏まえ、第5章でとりまとめた「推進方針」から、「起きてはならない最悪の事態」ごとに重点施策を選定しました。

本計画に掲げる各施策は、個別の整備計画等により実施され、進捗状況等の管理が図られますが、本計画においても、重点施策を中心に「取組内容」と「重点業績指標」の両面から進捗管理を行っていきます

【1】人命の保護が最大限に図られる

(1-1) 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

- ・住宅の耐震化(ブロック塀含む)の推進に向けて、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援の継続を図る。
- ・空き家の倒壊等により避難道路が閉塞するおそれがあるので、危険空き家の所有者に対し、 町空き家等の適正管理に関する条例に基づき、状態に応じた助言・指導等を行う。
- ・火災の早期発見や逃げ遅れることのないように、住宅用火災警報器設置や感震ブレーカー

等の普及啓発を推進する。

・地震等の揺れにより建物内で家具類が倒れないよう、壁等に固定するなどの室内安全対策 を行うよう日常的に啓発する。

【指標(目標値)】

・住宅の耐震化率 (R3) 64.2% ⇒ (R7) 85.0%

(1-2) 大規模津波等による死傷者の発生

- ・津波の到達、遡上が想定される区域の平時における周知徹底及び災害発生時における防災 無線等による呼びかけを行う。
- ・河川改修等の治水対策を継続して国・県に要望していくとともに、河川関連施設の老朽化 対策を推進する。

【指標(目標値)】

・町防災無線等災害情報通信機器による呼びかけ訓練の実施

(R3) 0回 ⇒ (R7) 年2回

(1-3) 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- ・河川改修等の治水対策を継続して国・県に要望していくとともに、河川関連施設の老朽化 対策を推進する。
- 避難指示等の判断基準等を策定する。
- ・排水ポンプ等の排水施設を適正に配備するとともに、緊急時に機器が稼働できるための日 常管理を行う。

【指標(目標値)】

- ・避難指示等の判断基準等の策定 (R3) 未策定 ⇒ (R7) 策定済み
- ・馬場目川河川堤防への内水排水ポンプの設置個所数

(R3) 1ヵ所 ⇒ (R7) 効果検証のうえ浸水想定地区へ計画的に順次設置

(1-4) 大規模な土砂災害等による死傷者の発生

- 避難指示等の判断基準等を策定する。
- ・土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を推進する。

【指標(目標値)】

・避難指示等の判断基準等の策定 (R3) 未策定 ⇒ (R7) 策定済み

(1-5) 暴風雨及び豪雪による死傷者の発生

- ・効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備を推進する。
- ・屋根の雪下ろし講習会実施について消防署等に開催要請するなど、効果的な安全対策の普及啓発を図る。

【指標(目標値)】

・安全対策講習会の実施 継続実施

(1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

- ・L アラートによるメディアへの情報配信機能、県総合防災情報システム、県情報集約配信システム等の確実な運用のため、県と連携し、定期的な配信訓練等を実施する。
- ・住民への情報伝達手段として、防災行政無線、緊急告知FMラジオ、ホームページ、各種 SNSなどの多様な情報伝達手段を整備し、迅速かつ効果的な情報提供に努める。

【指標(目標値)】

- ・防災行政無線、町ホームページ、各種SNS等の運用定期実施
- ・多種多様な情報伝達手段の構築の検討 運用の随時拡大

(1-7) 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

- ・地域住民の自助・共助による自発的な防災活動を促進するため、形骸化しつつある自主防 災組織の強化を促進する。
- ・自主防災組織が育成されない地域にあっては、「防災士」制度の導入を検討する
- ・地域の防災、避難訓練の実施を働きかける。
- ・児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命、身体を守る行動ができるよう、学校内における防災教育を推進する。

【指標(目標値)】

- ・自主防災組織率 (R3) 100% ⇒ (R7) 100%を維持
- ・住民を対象とした防災講座の実施回数 (R3) 未実施 ⇒ (R7) 年2回実施

【2】消防、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ・ 県及び町の共同備蓄品目について目標量を確保するほか、保存期限のある食料、飲料水等 を計画的に更新する。
- ・災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める。
- ・災害時の物資輸送及び保管、仕分け等を円滑に行うため、物流事業者との協定の締結に努めるとともに、マニュアルの策定に努める。

【指標(目標値)】

- ・災害時における物資の供給に関する協定の締結件数 (R3)3件 ⇒ (R7)随時拡充
- ・物流事業者との物資輸送・保管協定 (R3)1件 ⇒ (R7) 随時拡充
- ・自助備蓄推進の啓発回数 (R3) 未実施 ⇒ (R7) 年1回は啓発

(2-2) 長期にわたる孤立集落等の発生

- ・孤立するおそれのある地区の現状把握のほか、孤立時に必要となる通信手段の確保、発電機の配備、物資の確保等の予防対策を推進する。
- ・河川改修等の治水対策や土砂災害対策施設の整備、道路施設の老朽化対策、防災対策を推進する。

(2-3) 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

- ・消防施設等の老朽化対策を推進する。
- ・大規模災害等により消防庁舎が被災したときに、代替施設を指定して遅滞なく業務継続を 図る。
- ・消防団員確保のため広報活動を行うとともに、限られた人員での現場活動の効率化を図る ため団員への技術力向上等の教育訓練を推進する。
- ・消火栓や防火水槽が使用できなくなった際の消防水利の確保策を検討する。

【指標(目標値)】

- ・消防団員数の条例定数充足率 (R3) 88.0% ⇒ (R7) 93.3%
- ・ 消防水利使用不可能時の対応訓練の実施

(R3) 未実施 ⇒ (R7) 消防水利確保策を決定したうえで想定訓練を実施

(2-4) 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

- ・避難所開設のための人員配置を考慮した指定避難所の適正配置を検討する。
- ・避難所定員数を超過した場合の入所調整機能を確保するため、職員による訓練を促進する。
- ・避難所外の場所に滞在する被災者を把握するとともに、避難者の生活情報の提供を集約するための仕組みを検討する。

(2-5) 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

- 災害時の医療搬送の体制整備を確認する。
- ・医薬品、医療機器等の供給・確保体制及び緊急連絡体制の整備に努める。
- ・応急救護所設置訓練を実施する。

(2-6) 被災地における疾病や感染症等の大規模発生

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止につながる指定避難所の定員の見直しを適宜進める。
- ・避難所における感染症の発生・まん延を防止するため、県と連携し定期的な衛生・防疫体制の強化のための研修会等に参加する。

【3】必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

- ・災害時の課ごとの優先業務や職員参集、執務環境の確保等を定めたBCP (町業務継続計画)の適宜見直しを進めるほか、当計画が機能するための職員訓練を実施する。
- ・停電時でも最低限の業務が継続できるよう、非常用電源を確保するとともに、停電対応訓 練も並行して行う。

【指標(目標値)】

- ・BCP (業務継続計画) の策定
 - (R3) 未策定 ⇒ (R7) 策定済みのうえ町職員各課の習熟
- ・停電時に対応したBCP(業務継続計画)の町職員実施訓練の開催数
 - (R3) 未実施 ⇒ (R7) 年1回実施

早期復旧を図る

(4-1) 地域交通ネットワークが分断する事態

- ・災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送等のため、道路等の計画的な整備を推進 するとともに、基幹道路にあっては国・県への要望を継続的に働きかける。
- ・道路関連施設の老朽化・耐震化に対応するため、計画的な点検・修繕を推進する。

【指標(目標値)】

- ・町道の改良率 (※) (R3) 85.3% ⇒ (R7) 86.2%
- ・町道舗装の目標延長 (R3) 未着手 4,393mのうち ⇒ (R7) 808m舗装実施
- ・橋梁の補修 (R3) 完了2橋 ⇒ (R7) 完了3橋

※改良率:幅員4m以上の道路に整備すること

(4-2) 電気、石油、ガスの供給機能の停止

・災害時における燃料等の供給に関する協定を事業者と締結し、連携強化を推進する。

【指標(目標値)】

・燃料等供給に関する協定に向けた事業所との協議回数

(R3) 未実施 ⇒ (R7) 協定締結済み

(4-3) 上水道等の長期間にわたる機能停止

- ・上水道施設(高度浄水棟含む)、送水本管、浦大町配水池の耐震化、老朽化対策を推進する。
- ・災害時の水供給停止に備え、上水道業務継続体制を強化する。
- ・少雨高温等によるアオコ対策が確実に機能できるよう、高度浄水処理棟機器の整備、維持 管理を徹底する。
- ・水道危機管理マニュアルの見直しを行い、受援体制の整備に努める。

【指標(目標値)】

- ・基幹管路耐震化更新率 (R3) 5.5% \Rightarrow (R7) 随時拡充
- ・高度浄水処理施設の設備更新

(4-4) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・下水道施設及びし尿処理施設の耐震化及び老朽化対策を促進する。
- ・老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら推進する。

【指標(目標値)】

- ・下水道幹線管路の耐震化率 (R3) 67.9% ⇒ (R7) 維持 ※管渠更新を計画的に実施するため、ストックマネジメント計画の見直しを図る。
- ・下水道BCP(業務継続計画)の策定 (R3) 策定済み ⇒ (R7) 適宜改定

(4-5) 信号機の全面停止等による重大な交通障害の発生

・信号機電源付加装置の整備を継続的に県に要望するとともに、災害における停電時の信号 交差方法について県警との情報共有に努める。

(4-6) 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

・民間事業者による関連施設、設備等の耐震化や予防対策を、他地方公共団体と連携しながら要請する。

【5】経済活動を機能不全に陥らせない

(5-1)サプライチェーンの寸断等による地域経済の停滞

- ・町内企業等の業務継続体制を強化するため、BCPの策定の必要性について普及啓発を行う。
- ・災害時に金融支援を必要とする企業等が円滑に金融支援制度を活用できるよう、金融機関 や商工会との情報共有の場を確保する。

(5-2) 農業の停滞

・農業生産活動の停滞を回避するため、集荷施設等の生産基盤の耐震化やほ場整備事業等を推進する。

【指標(目標値)】

・ほ場整備済み面積 (R3) 459 ha ⇒ (R7) 495.3 ha

【6】制御不能な二次災害を発生させない

(6-1) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ・防災重点ため池のハザードマップを作成し、周知を徹底する。
- ・老朽化等による漏水、断面変形等が確認された砂防ダムやため池の補修、補強を推進する。

(6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ・住民に対し、山地災害危険地区の周知を徹底する。
- ・基幹的農業水利施設(頭首工、用排水路等)のうち、詳細な診断を要するものについては 劣化状況等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を推進するとともに、農業・農村の多面 的機能の確保のため、中山間地域等での農業生産活動や農地、農業用施設の維持、保全活動 を支援する。
- ・土砂災害や洪水、雪崩等の防止、緩和効果のある森林育成のため、町森林整備計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推進する。

【指標(目標値)】

·人工林間伐面積 (R3) 7.88 h a ⇒ (R7) 50 h a

【7】地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する

(7-1)災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

・災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、関係機関との協力体制の構築と連携の強化 が必要。

(7-2) 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・災害時の復旧・復興のため、災害復旧協定を締結している建設業をはじめとする団体等と の連携を強化する。
- ・大規模災害時のボランティア活動を円滑に行うため、「災害ボランティアセンター設置・運 用マニュアル」を策定する。
- ・災害ボランティアコーディネーターあるいは防災士の必要性について検討を行い、必要が ある場合はその養成に努めるとともに、福祉避難所運営のため社会福祉協議会と連携した 体制の整備に努める。

【指標(目標値)】

- 防災復旧協定締結
 - (R3) 3件締結済み⇒ (R7) 協定の内容確認、協定締結数の随時拡充
- ・災害ボランテイアセンター設置、運用マニュアルの策定
 - (R3) 未策定⇒ (R7) 策定済み

(7-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・自主防災組織や消防団活動、除排雪作業を行う共助組織など地域住民が主体となって行う 活動や、要配慮者世帯等への声掛け・除雪ボランティア派遣等の支援体制の強化に努める。
- ・活力ある地域づくり事業の活用により、地域の課題解決を図りながら将来の地域づくりに 取り組む地域の活動を支援する。

第7章 町計画の推進体制と見直し

町計画は、地域の強靱化の観点から、地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された方針に基づき、他の計画等においては必要に応じて見直すなどの所要の対応を行い、本計画との整合性を図るものとします。

強靱化の取り組みは、脆弱性評価の結果を踏まえ、町計画の施策の推進方針に沿って、 毎年度さまざまな施策を実行していくものです。このため、町計画の進捗管理においては、 指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクル(下記①~⑤)によ る点検・見直しを行うものとします。

- ① 強靭化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② 起きてはならない最悪の事態と影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な施策の見直しを行うとともに、対応方策について重点化、 優先順位を付けて計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取り組みを見直し、改善

町計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、「第6次 八郎潟町総合計画(後期基本計画)」及び「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化 対策事業」期間に合わせて令和7年度(4年後)を目標年次としますが、必要に応じて見 直すものとします。

また、民間ライフライン事業者・団体や有識者からなる「八郎潟町国土強靭化地域計画 策定審議委員会」からも意見を拝聴しながら、必要に応じて施策や重要業績指標等の見直 し等を行います。

【別紙B】

◆推進方針に基づく個別事業

※本表の事業は変更となる場合があります

課名	対象交付金等	個別事業名	事業箇所等	実施主体
産業課	農村地域防災減災事業	特定農業用管水路特別対策事業	真坂・夜叉袋地区ほか	県
	化・防災減災事業	基幹水利施設ストックマネジメント事業	面潟地区ほか	県
	水利施設等保全高度化事業	湛水防除事業	真坂地区・夜叉袋地区	県
	農業競争力強化農地整備事業	基盤整備事業	浦大町地区	県・団体
	農業競争力強化農地整備事業	基幹水利施設整備事業	面潟地区	県・団体
	民有林補助治山事業	治山事業	真坂地区・三倉鼻地区・浦大町地区	県・町
	農山漁村地域整備交付金	治山事業	真坂地区・三倉鼻地区・浦大町地区	県・町
建設課	社会資本整備総合交付金	道路事業 (改築)	町全域	町
	防災・安全社会資本整備交付金	道路事業 (修繕)	町全域	町
	防災・安全社会資本整備交付金	道路事業 (雪寒)	町全域	町
	道路更新防災等対策事業費補助	道路メンテナンス事業(橋梁補修)	中田地区	町
	防災・安全社会資本整備交付金	河川改修事業	河道掘削 馬場目川	県
	防災・安全社会資本整備交付金	急傾斜地崩壊対策事業	浦大町地区、三倉鼻地区	県
	循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)	浄化槽設置整備事業	三倉鼻地区、真坂地区ほか	個人
教育課	学校施設環境改善交付金	学校長寿命化改良事業	八郎潟小中併設校	町